


報道発表資料の配付日時 11月7日(木) 10時00分

発表項目	「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく規制予定区域の公表について ～令和7年4月より14市町において規制を開始します～
概要	<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道では、令和7年4月より14市町において「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）に基づく規制を開始しますので、規制予定区域や規制開始予定日などをホームページで公表します。 ・規制を開始する市町村 小樽市・室蘭市・釧路市・北見市・網走市・苫小牧市・富良野市・登別市・北広島市・江差町・白老町・厚真町・洞爺湖町・安平町 ※宅地造成等規制法（旧法）の規制区域を持つ14市町です。 ・規制開始予定日 令和7年4月1日 <p>・下記ホームページでご覧いただけます。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_area.html</p> 
参考	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模土石流災害を契機とし、「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）として抜本的に改正され、宅地、森林、農地等の土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制する法令として施行されました。 ・規制予定区域については、市街地や集落などのエリアを「宅地造成等工事規制区域」、それ以外を「特定盛土等規制区域」として指定します。 ・規制が開始されると、「宅地造成等工事規制区域」内では500㎡を超える宅地造成や土石の一時堆積など一定の規模以上の盛土等を行う場合は許可を受ける必要があります。（「特定盛土等規制区域」では、3,000㎡を超える盛土などが許可対象。） ・他の市町村についても順次規制区域を指定し、令和10年度に全道176市町村の規制区域の指定が完了する予定です。（政令市、中核市は各市が区域指定）
報道（取材）に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付 北海道建設記者会
担当（連絡先）	建設部まちづくり局 都市計画課 宅地係（担当者：大島・斎藤） ダイヤルイン 011-204-5563 内線 29-658

北海道における盛土規制法の 規制開始について

北海道において、**盛土規制法**が**令和7年4月1日**より
(宅地造成及び特定盛土等規制法)

以下**14市町**にて**規制開始予定**です。

※札幌市・旭川市・函館市については、盛土規制法に基づく基礎調査や区域指定は市が実施します。

小樽市	室蘭市	釧路市	北見市	網走市
苫小牧市	富良野市	登別市	北広島市	江差町
白老町	厚真町	洞爺湖町	安平町	以上14市町

北海道における盛土規制法についての詳細は以下 都市計画課 盛土規制法トップページを参照してください。

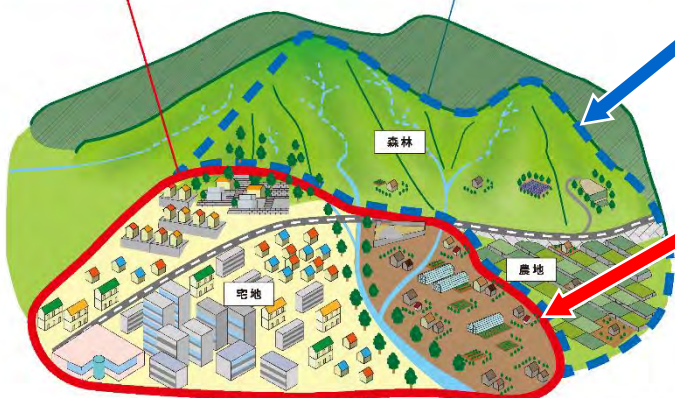
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html



～ 規制予定区域について ～

宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域



出典：(国土交通省、農林水産省、林野庁 発行) 盛土規制法パンフレット

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

北海道の全土※が「宅地造成等工事規制区域」もしくは「特定盛土等規制区域」いずれかの規制区域となります。(※北方領土を除く)

規制予定区域について、詳細は以下の都市計画課 規制予定区域公表ページを参照してください。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_area.html



～ 規制対象となる行為について ～

- 規制開始を予定している前述の14市町において、規制開始以降 [令和7年(2025年)4月1日以降] に下図に示す一定規模以上の盛土や土砂の一次仮置等といった行為を行う場合には、あらかじめ「**北海道知事の許可**」または「**届出**」が必要となります。
- 規制開始時に既に工事中の盛土等行為については、工事主が規制開始日から**21日以内に届出が必要**となります。〔詳細についてはホームページを参照してください。〕

区域	行為	許可				
宅地完成等工事規制区域	要件	①盛土で高さが 1m超 の崖(※1)を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖(※1)を生ずるもの	③盛土と切土を同時に 行い高さが 2m超 の崖(※1)を生ずるもの (※2)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(※2)	⑤盛土又は切土をする 土地の面積が 500㎡超 となるもの(※2・※3)
	イメージ図					
一時的な土石の堆積	要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの		⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの(※3)		
	イメージ図					

区域	行為	届出 または 許可				
特定盛土等規制区域	要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖(※1)を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖(※1)を生ずるもの	③盛土と切土を同時に 行い高さが 2m超 5m超 の崖(※1)を生ずるもの (※2)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(※2)	⑤盛土又は切土をする 土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(※2・※3)
	イメージ図					
一時的な土石の堆積	要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの		⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(※3)		
	イメージ図					

※1 「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

※2 ①及び②の条件に該当するものを除きます。

※3 造成高(堆積高)が30cm以内のものを除きます。

(適用除外)

- ※道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。
- また、例えば、以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。
 - ▶ 国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - ▶ 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの など

お問合せ先 北海道建設部 まちづくり局 都市計画課 宅地係

H P : https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.html

TEL: 011-231-4111 (内線29-659)

mail: kensetsu.tokei1@pref.hokkaido.lg.jp

